

海洋水産技術協議会の運営要領

令和4年3月24日制定

この運営要領は、海洋水産技術協議会（以下、「協議会」という。）における協議の円滑化、協議の結果の効果的活用を図るために必要な手続き等について定めるものである。

1 協議会の設立

海洋水産技術協議会は、別添の協議会設立呼びかけ人により令和4年3月1日に設立された。

2 協議会会員

協議会会員は、全国を対象とし海洋水産に係る技術を事業基盤として活動する非営利型の法人であって協議会により参加を認められたその法人（但し、国、地方自治体、国立研究開発法人を除く。）とする。

3 協議会の構成等

(1) 協議会には、代表者及び議長を置くこととし、その選任は会員の互選による。

また、必要に応じ顧問を置くこととし代表者が依頼する。

(2) 協議会には、協議するテーマごとに「グループ」を設置することができる。

なお、グループによる協議結果は、協議会に諮ったうえで協議会の結論として取り扱う。

(3) 協議会の事務局は、(一社)全国水産技術協会に置く。

(4) 外部会場の利用料、資料印刷費等必要に応じ協議のうえ、実費の分担を求められることがあることを了解する。

4 協議対象テーマ

(1) 会員は協議会において協議テーマを提案することができるものとし、提案されたテーマについて提案会員の他2会員以上の賛同が得られた場合には協議テーマとする。

(2) 上記(1)にかかわらず協議会議長が適当と認める場合は協議テーマとする。

5 出席者

(1) 協議会への出席者は会員の代表者又はあらかじめ指名された代理する者とする。

なお、現下の社会情勢にかんがみ、賛否を表明できる場合にあってはオンライン方式による出席も可能とする。

(2) テーマによって、議長が必要と認める場合にあっては会員以外の法人又は個人の出席を要請することができる。

6 協議結果の取り扱い

協議会における協議の結果によることとする。

7 その他

設立当初の代表及び議長は長谷成人とする。